

## 【どんなときに交通費をお支払いするか】

- 啓発活動(出前学習やイベントのスタッフ)、募金活動へ参加したとき
- 学校向け出前学習会の講師養成講座・研修会へ参加したとき
- その他、事務局長が認めたとき

## 【どんな基準でお支払いするか】

- ① 公共交通機関を使用した場合  
往復実費を交通費としてお支払いします。敬老パスを利用して活動へ参加された場合は、お支払い出来かねます。
- ② 自家用車を使用した場合  
20円×往復距離(km)で計算し、交通費をお支払いします。  
高速道路代金や駐車場代金は対象外となります。
- ③ バイクを使用した場合  
一律200円を交通費としてお支払いします。
- ④ 自転車・徒歩の場合  
支払対象外です。